

総会議事録（第9回）

1 開催日時 令和4年12月26日（月）14時00分～15時40分

2 開催場所 大会議室

3 出席委員（33名）

○農業委員（17名）

会長 11番 田添 利弘

1番 城山 正巳 2番 浅井 和巳 3番 山口 明美 4番 渡邊 重徳
5番 田川 康浩 7番 山口 光則 8番 吉崎 邦幸 9番 朝長 洋子
10番 松下 善光 12番 高見 健 13番 渡邊 和秋 14番 富岡 勝真
15番 寺坂 哲郎 16番 川本 康代 17番 山田 武人 18番 山口 和夫

○農地利用最適化推進委員（16名）

2番 平山 清孝 3番 渡辺 和久 4番 小川 國治 6番 福田 文夫
7番 林 敏弘 8番 一瀬 晃 9番 山浦 弘之 11番 山上 傳
12番 井本 忠之 13番 上野祐太郎 14番 瀬戸口裕子 15番 森 良広
16番 野田 善則 17番 鳥越 優 18番 梶原 茂 19番 児玉 賢治

4 欠席委員

○農業委員（1名）

19番 山道喜久美

○農地利用最適化推進委員（3名）

1番 原 正人 5番 井上 秀明 10番 川副 博司

5 議 題 報告第1号 農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件
報告第2号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願の件
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件
第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件
第4号議案 非農地通知申出書による非農地通知の件
第5号議案 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件
第6号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件
第7号議案 農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件
第8号議案 大村農業振興地域整備計画の変更（農用地区域への編入）
第9号議案 大村農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外）
報告第3号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件

報告第4号 土地改良法第3条の規定による資格証明について

6 事務局 局長 長石 弘顕
課長補佐 西浦 公治
職員 田代 哲也 中野 孝亮 梶原 良太

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和4年度第9回農業委員会定例総会」を開会します。

2 会長挨拶

○会長

< 会長挨拶 >

3 議事録署名人指名

○会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局長

本日の出席委員は、定足数に達しています。

19番 山道喜久美農業委員、1番 原 正人推進委員、5番井上 秀明推進委員、及び
10番 川副 博司推進委員から欠席の届出があります。
14番 瀬戸口裕子推進委員から遅刻の届出があります。

○会長

次に、本日の議事録署名人を、4番 渡邊 重徳農業委員、16番 川本 康代農業委員
をお願いします。

4 議事

○議長

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。なお、議事の円滑な進行にご
協力をお願いします。

1ページ。報告第1号「農地法第18条第6項（合意解約）の規定による通知報告の件」
を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

報告第1号、1番大村、久原1丁目の農地、地目 田、合計面積1,448㎡です。賃貸
人及び賃借人、解約理由は、記載のとおりです。

本件は、第1号議案3条1番と関連するものです。

2番福重、今富町の農地、地目 田、合計面積3,883㎡です。賃貸人及び賃借人、解約理由は、記載のとおりです。

本件は、記載の中間管理事業と関連するものです。

3番福重、今富町の農地、地目 田、合計面積3,369㎡。賃貸人及び賃借人、解約理由は、記載のとおりです。

4番福重、今富町の農地、地目 田、合計面積966㎡。賃貸人及び賃借人、解約理由は、記載のとおりです。

本件は、記載の中間管理事業と関連するものです。

5番福重、立福寺町の農地、地目 田、現況地目 畑、面積2,426㎡。賃貸人及び賃借人、解約理由は、記載のとおりです。

本件は、記載の利用権設定と関連するものです。

6番福重、福重町の農地、地目 田、面積460㎡。賃貸人及び賃借人、解約理由は、記載のとおりです。

7番福重、松原1丁目の農地、地目 田、面積1,703㎡。賃貸人及び賃借人、解約理由は、記載のとおりです。

○議長

報告第1号について、ご意見等ありませんか。

<なし>

○議長

報告第1号を終わります。

次に、3ページ。報告第2号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

報告第2号、1番竹松と2番竹松は、関連しますので一括して報告します。

1番竹松、富の原2丁目の農地、地目 畑、面積348㎡、申請者は記載のとおりです。

2番竹松、富の原2丁目の農地、地目 畑、合計面積765㎡、申請者は記載のとおりです。

両件は、隣接する農地で、効率的な農作業のため、平成9年7月31日付で農業員会の双方交換の許可を行いましたが、許可後の交換不成立のため、従前のまま耕作され、現在まで名義変更などの手続きはなされていないものです。

今回、5条8番の申請の受理に際して、本件が不履行であるため、取消の手続きを事務局から依頼を行い、取消願いが提出されたため、会長専決規程第3条第2号により、許可の取消を行いましたことを報告します。

○議長

報告第2号について、ご意見等ありませんか。

<なし>

○議長

報告第2号を終わります。

次に、4ページ。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第1号議案、1番大村、久原1丁目の農地、地目 田、合計面積1,448㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が小作農地を譲り受けるものです。

場所は、スライドのとおりです。誓約書によると、水稻の計画で反収見込みは、500kgとしています。

○議長

それでは、1番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

ただいま事務局から説明がありましたが、これは売買による所有権移転であり、これに関して何も問題点はないということで皆で意見が一致しました。以上です。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長

1番大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<質疑>

○議長

それでは、お諮りします。

1番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番大村は許可することとします。

次に、5ページ。第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第2号議案、1番三浦、西部町の農地、地目 畑、合計面積328㎡、譲渡人所有の併用地の山林を含めた全体面積は575㎡。譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が個人住宅木造2階建て、及び進入路を造成する計画です。

また、一般個人住宅の500㎡面積超過の理由書が提出されています。地形的な制約から、住宅までの進入路が20m超で妥当性が認められます。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は道路側溝へ接続放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしてあります。隣接農地は、西側に譲渡人所有の農地があります。

資金については、融資事前審査結果の通知を確認しています。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

昨日25日に4名で現状確認いたしました。周りは雑草というか竹林です。現地は、写真のとおりです。家までは進入路を設けるということでしたので何も問題はないと思いますので、皆さんのご審議よろしくをお願いします。

○議長

1番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番三浦は、許可相当とします。

続いて、2番三浦を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番三浦、溝陸町の農地、地目 畑、面積383㎡、使用貸人及び使用借人は、記載のとおりです。

本件は、使用借人が実母から土地の使用貸借権により、個人住宅木造平屋建てを建築する

計画です。

場所は、スライドをご覧ください。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

今回、事務局において現地調査を行った際、現地写真のとおり造成工事の事前着手が認められましたので、申請人に現状復旧を求めましたが、議案審議までに間に合わないということで、本議案の取り下げ申請が提出されましたのでご報告いたします。

○議長

2番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

○委員

昨日現地確認に行きましたけど、すでに土砂を入れて整地されていた。事務局職員から電話がありまして、業者の方に現状復旧ということで、今回取り下げるというお電話がありました。以上です。

○議長

それでは、2番三浦について、取り下げとします。

続いて、3番三浦を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番三浦、今村町の農地、地目 畑、面積343㎡、使用貸人及び使用借人は、記載のとおりです。

本件は、使用借人が義母から土地の使用貸借権により、個人住宅木造平屋建てを建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、盛土最高0.3m、ブロック塀等の土留め工事を施し、土砂の流出を防止するとしています。雨水排水は、既存道路側溝に接続放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地は、東と西側に使用貸人の畑があります。資金については、融資事前審査結果の通知を確認しています。

○議長

それでは、3番について、三浦地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

ただいま事務局から説明があった件ですが、譲受人が譲渡人の長女の夫です。この場所は2年前、北側の土地に5条の申請があり、そこにすでに家が建っています。また、譲渡人宅の前は、アパートが一棟建ちまして、22世帯が住んでいます。それで申請の土地が、北から南の方向になだらかな坂になっております。南側に擁壁を設けるということになってお

り、下水道も通っています。雨水に関しては、アパートができたときにU字溝が入口まで入っていますので、何ら問題はないと見てまいりました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

○議長

3番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番三浦について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、3番三浦は、許可相当とします。

続いて、4番大村を議題とします。

ここで、お諮りします。4番大村は、7ページの第3号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」1番大村と関連がありますので、一括して審議することに、ご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、4番大村、第3号議案1番大村は、一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

7ページをお願いします。第3号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件」1番大村、徳泉川内町の農地、地目 畑、面積859㎡、当初転用者及び継承者は、記載のとおりです。

本件は、当初転用者が昭和49年7月25日に転用の許可を受け、子どもの住宅用地として住宅を建築する計画でしたが、子が生まれることがなかったため、宅地の造成を断念したものです。今回、継承者が営む社会福祉法人の職員駐車場の整備について、計画変更申請書が提出されたものです。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

5ページをお願いします。4番大村、申請地、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が営む社会福祉法人の職員駐車場が不足しているため、新たに26台分の駐車場を整備する計画です。

場所及び地区の指定は、第3号議案で説明のとおりです。被害防除計画では、盛土0.5から3m、擁壁を設けるとしてあります。

雨水排水は、計画地境界に雨水路を設け、既存道路側溝に接続放流。汚水、生活雑排水は発生しません。周辺に農地はありません。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、4番及び第3号議案1番について、大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

この場所は事務局から説明のとおり、前は宅地で許可されて、計画が駐車場になったもので、何ら問題ないと見てまいりました。皆さんご審議をお願いします。

○議長

4番及び第3号議案1番について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番大村及び第3号議案1番大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、4番大村は、許可相当とし、第4号議案1番大村は、承認相当とします。

続いて、5番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番西大村、古賀島町の農地、地目 畑、面積103㎡。贈与者及び受贈者は、記載のとおりです。契約は贈与です。

本件は、非農家である受贈者が、農地を家庭菜園とする計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、レンガで土留めをしております。雨水排水は自然流下。建物の建築はないため汚水、生活雑排水は発生しません。隣接農地は、北側と東側

にあります。

資金については、定期預金証書の写しを確認しています。

○議長

それでは、5番について、西大村地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

これは家庭菜園ということで、非農家ですので農地転用許可が必要となった分です。周りも別に建物を建てるものではないので、何ら問題ないと見てまいりました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長

5番西大村について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

5番西大村について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、5番西大村は、許可相当とします。

続いて、6番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

6番竹松、宮小路1丁目の農地、地目 畑、1,440の内1,094㎡、同地番の貸店舗跡地の宅地を含む全体面積は1,440㎡です。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、申請地周辺の借家、事業所等向けの貸し駐車場33台分を整備する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高0.6m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、計画地内に水路を設け、道路側溝へ接続放流。汚水、生活雑排水は発生しません。隣接農地は、西側に譲渡人の農地があります。

資金については、保険解約返戻金等の残高通知を確認しています。

○議長

それでは、6番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

いま、説明のあったとおりです。周りは全部宅地と国道、市道に囲まれたところで、グループホームが宅地のところに建っています。ここは今までが家庭菜園を作られてたんですが、それも最近ないと思っていました。特に問題ないと感じます。よろしくお願いします。

○議長

6番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

6番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、6番竹松は、許可相当とします。

続いて、7番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

7番竹松、今津町の農地、地目 畑、面積879㎡。賃貸人及び賃借人は記載のとおりです。契約は賃借権です。

本件は、賃借人が申請地周辺の借家、事業所等向けの貸し駐車場30台分を整備する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高0.8m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、自然流下。汚水、生活雑排水は発生しません。周辺に農地はありません。

資金については、定期預金証書の写しを確認しています。

○議長

それでは、7番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

事務局から説明のとおり、前回、歯科医院の建設の転用申請が上がったところの残り半分ということになります。ご覧のとおり問題ないかと思って、4人で見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長

7番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

7番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、7番竹松は、許可相当とします。

続いて、6ページ。8番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

8番竹松、富の原2丁目の農地、地目 畑、合計面積1,973㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地10区画、道路等を整備する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.1から0.4m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、計画地内道路に雨水路を設け、市道側溝に接続放流。汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしてあります。隣接農地が北と西側にあります。建築物は、敷地境界から1mを緩衝地を設け、高さは7.5m以下の計画で、通風及び日照に配慮するとしてあります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

なお、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、8番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

事務局の説明どおりで、東側は宅地ができています。西側はビニールハウスができていますが、1m緩衝地ということで、建物を引いてもらえらると思います。下の畑の人と左側のハウスの持ち主は同一で、そこは問題ありません。そして今度転用される土地の人は、高齢で病気がちのため、もう農業もできないと言われてます。雨水汚水もすべて、公共水路とか下水道が通っていますので、そこに放流するということで、何も問題はないと思って見てきました。よろしくをお願いします。

○議長

8番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

8番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、8番竹松は、許可相当とします。

続いて、9番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

9番竹松、鬼橋町の農地、地目 畑、面積259㎡。使用貸人が所有する併用地を含む全体面積394.25㎡。使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。

本件は、使用貸人から娘夫婦への土地の使用貸借権により、個人住宅木造平屋建てを建築する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水は、隣接の道路側溝に接続放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地は、東側に使用貸人の農地があります。

資金については、融資仮審査の承認通知を確認しています。

○議長

それでは、9番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

ここは、道路に囲まれたところで、隣接の農地も貸人の畑です。ここは荒廃地で、大きな木々もたくさんあって毎回注意していた所だと思います。環境的にも、問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長

9番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

9番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、9番竹松は、許可相当とします。

続いて、10番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

10番竹松、小路口本町の農地、地目 田、面積1,688㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地4区画、道路等を整備する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高1.5m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、隣接の用水路に放流。汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしてあります。用水路への排水は、水利組合からの同意を得られています。隣接農地が南側にあります。

資金については、預金残高証明書を確認してあります。

なお、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持してあります。

○議長

それでは、10番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

いま、事務局から説明がありましたとおりです。ここは今年の秋まで稲を作っていた所であり、奥に4件の宅地になる形になります。このスライドの下側が一段高いところで、上が一段低いということで、段がありますのでそこら辺を造成しないといけないなと感じました。その農地の上に用水路がずっと入っていますが、水利組合の同意は得ているということです。あと下水道等に生活雑排水、汚水は流すということでもあります。大きな問題はないかと思っています。ご審議をお願いします。

○議長

10番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

10番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、10番竹松は、許可相当とします。

続いて、11番竹松を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

11番竹松、竹松本町の農地、地目 畑、面積791㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地3区画、道路等を整備する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

現地の東端に、倉庫と砂利舗装部分がありますが、200㎡未満の農業用施設の届出が提出されています。

被害防除計画では、盛土0.02から0.6m、擁壁を設けるとしてあります。雨水排水は、計画地内の浸透柵を設置。汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしてあります。隣接農地が西側にあります。資金については、預金残高証明書を確認しています。

なお、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、11番について、竹松地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

事務局が説明のとおりです。ここは周辺がもう宅地化されたところでありまして、一部農地もありますが、ほとんど耕作はされてない状況です。通路が若干狭いという感じがありましたが、問題ないと思います。排水につきましては、西側に農地がありますが、そちらの方には水が流れないように管理するということです。生活雑排水は、公共下水道に流すということであり問題はないかと考えています。ご審議をお願いいたします。

○議長

11番竹松について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

11番竹松について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、11番竹松は、許可相当とします。

続いて、12番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

12番福重、沖田町の農地、地目 田、合計面積1,029㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が分譲宅地4区画、道路等を整備する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.9から1.0m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は、計画地内道路に側溝を設け、西側の市下水道工務課管理の雨水路に接続放流。汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしています。隣接の農地はありません。資金については、融資証明書を確認しています。

なお、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、12番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

この場所は、事務局の説明のとおりです。周辺は、宅地も迫ってきております。深い水路があって、そこに雨水排水を流すということです。何ら問題はないと、昨日地元委員で見まいりました。

○議長

12番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

12番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、12番福重は、許可相当とします。

続いて、13番福重を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

13番福重、寿古町の農地、地目 畑、面積928㎡。併用地を含む全体面積3,041

m²。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、本年7月の第4回総会において、農用地除外について「支障がない旨」の意見をいただいた案件で、11月22日付で除外されたものです。

内容は、譲受人の経営する建設会社が現在市内に所有している資材置場4か所の内3か所を計画地に集約するものです。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。現地は擁壁に囲まれています。雨水は自然流下で集水桝から市農林水産整備課が管理する水路に放流するとしています。汚水と生活雑排水は発生しません。周辺に水路越しに農地があります。資金については、定期預金証書の写しを確認しています。

○議長

それでは、13番について、福重地区農業委員・推進委員から補足説明をお願いします。

○委員

ここは、7月に農振除外されたところですが、周りは基盤整備をされた、今度集積が行われた農地、田が広がっています。西側が海です。転用申請が出ている場所の周りは、クリークがずっと周りを通っていて、特に問題はないと思います。昨日見た段階では、雑草が1m以上生い茂って、周りも刈ってはあったんですが、まだ残っていました。

そういうクリークにかかるような雑草の処理も、今回しっかりしていただきたいというのと、資材置き場なので、トラックが通ると思うのですが、農業用の基盤整備した農道になるので、田植えとか稲刈りの時期は十分注意されて、なるべく農道じゃないところを通ってほしい。農業関係の邪魔にならないようにしてほしいです。以上です。

○議長

13番福重について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

13番福重について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、13番福重は、許可相当とします。

次に、8ページ。第4号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第4号議案1番大村、赤佐古町の農地、地目 田、面積132㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出によりますと、申請地は、狭小、不正形かつ耕作道もなく、長年耕作をしていないため、自然荒廃により、山林化しているとしています。

場所は、スライドのとおりです。

○議長

それでは、1番について、1番大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

現地は、私たちの農地パトロールの時も、農地でないような畑でして、その上に田があるのですが稲作をされてる状況です。現地の周りも原野化しておりまして、132㎡という小さな所で、もう山林だと思ってました。そういうことで、非農地としては問題ないと思っております。ご審議をよろしくお願いします。

○議長

1番について、何かご意見、ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、1番大村は、非農地と判断し、これを通知することとします。続いて、2番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番萱瀬、原町の農地、地目 田、面積281㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出によりますと、耕作道もなく、長年耕作をしていないため、自然荒廃により、山林化しているとしています。

場所は、スライドのとおりです。

○議長

それでは、2番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

事務局から説明があったとおりです。周辺も申請者さんの土地でありまして、非農地となり山林になっても別に問題がない場所です。先日、24日に地区の委員全員で見てまいりましたが、地目変更が適当と見てまいりましたので、皆様方のご審議をよろしくお願いします。

○議長

2番について、何かご意見、ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、2番萱瀬は、非農地と判断し、これを通知することとします。

次に、9ページ。第5号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」を議題とします。

それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案、1番鈴田 陰平町の農地、地目 田、面積1,221㎡、貸付及び借入申込者は記載のとおりです。

借入申込者はイチゴ栽培を計画しており、利用権は記載のとおりです。

次に2番福重、立福寺町の農地、地目 田、現況 畑、面積2,426㎡、貸付及び借入申込者は記載のとおりです。

借入申込者は施設トマトの栽培を計画しており、利用権は記載のとおりです。

以上、第5号議案の借入申込者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第5号議案について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第5号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

異議なしということで、第5号議案は、承認することとします。

○議長

次に、10から11ページ。第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題とします。

ここで、お諮りします。本議案は、11ページから13ページまでの、第7号議案「農地

中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第5号議案及び第6号議案は一括して審議することとします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6号議案及び第7号議案の農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用配分計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社です。集積計画の貸付申込者と配分計画の借入申込者が参照しやすいように、資料1を配布していますので、併せてご説明します。

資料1をご覧ください。資料1の左から4列目までは、集積計画です。3列目から7列目までは配分計画です。

資料の1番から3番は、第6号議案の1番から3番福重、第7号議案の1番福重です。

今富町の農地、合計面積11,751㎡。

配分計画の借入申込者は、施設の観葉植物栽培等を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の4番は、第6号議案4番福重、第7号議案2番福重です。

立福寺町の農地、合計面積1,059㎡。

配分計画の借入申込者は、施設ミニトマトの栽培を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の5番は、第6号議案5番松原、第7号議案3番松原です。

松原2丁目の農地、合計面積16,897.48㎡、

借入申込者は、イチゴ栽培、ブロッコリー、水稻の作付けを計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

当該議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えられます。

○議長

それでは、第6号議案及び第7号議案について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

第6号議案及び第7号議案について、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第6号議案については、承認することとし、第7号議案については、支障のない旨を回答することとします。

次に、14ページ。第8号議案「大村農業振興地域整備計画の変更について（農用地区域へ編入）」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第8号議案、1番三浦、日泊町の農地、地目 山林、現況 畑、合計面積1,312㎡、申請者及び所有者は記載のとおりです。場所は、スライドのとおりです。

2番西大村、上諏訪町の農地、地目 畑、合計面積2,010㎡、申請者及び所有者は記載のとおりです。場所は、スライドのとおりです。

3番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 畑、面積1,051㎡、申請者及び所有者は記載のとおりです。場所は、スライドのとおりです。

○議長

それでは、第8号議案について、何かご意見、ご質問はありませんか。

○委員

これは、農用地区域に新しく入れるというのは、補助事業関連があるからということですか。どういう補助事業になるのかお尋ねします。

○農林水産振興課職員

ご質問のとおり、補助事業を受けるためには、農用地に入っていることが前提になります。事業に関しては、農協が事業主体となって、個人ごとで行うミカンの補助事業です。

○委員

3番の萱瀬の関係ですが、申請者と土地の所有者が同じ方ですが、ここは所有者が果樹をされなくなって、新規就農者が貸借で借りておられるが、この申請者は所有者名でいいのか確認したい。

○農林水産振興課職員

今までの農用地の編入の場合も同様でしたが、やはり農用地に編入するっていうことは、土地の制限かかるため、耕作者と所有者が違う場合でも土地所有者の方から申請をいただいて、今後そういった紛争等があったとき、地権者から編入を認めてないという事態は避けたいため、所有者さんの承諾を得て、所有者さんから申請をしていただいている次第です。以上です。

○議長

ほかにありませんか。ご異議がありませんので、第8号議案については、支障のない旨を回答することとします。

次に、15ページ。第9号議案「大村農業振興地域整備計画の変更について（農用地区域から除外）」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第9号議案、1番三浦、今村町の農地。地目 田、面積30㎡、申請者及び所有者は、記載のとおりです。

場所は、スライドのとおりです。除外手続き後は、平成7年12月頃から事業所へ水を販売するための揚水施設が、現状違反転用となっているため、5条の許可申請を行い、施設設置者に所有権移転により是正する計画です。

被害防除計画では、現状のまま利用する計画で、2mの緩衝地を設けるため、周辺農地に被害がないとしています。

○議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

この一帯の水田が今村川より高い位置にあるわけです。ポンプ小屋というのは、今村川の上流から引込んで、堰を上げるためのポンプ施設です。堰を上げて、入水するような施設になっています。それで、今まで農地であると地権者本人さんも知らなかったということで、今回除外の手続きが出ております。以上です。

○議長

それでは、1番三浦について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

1番三浦については、支障のない旨を回答することについて、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番三浦については、支障のない旨を回答することとします。続いて、2番松原を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番松原、松原2丁目の農地、地目 田、面積1,652㎡、申請者及び所有者は、記載

のとおりです。

場所は、スライドのとおりです。

除外後は、5条の許可申請を行い、申請者の経営する建設会社が所有している資材置場が不足しているため、あらたな資材置場とする計画です。

被害防除計画では、盛土0.5から1m、擁壁を設けるとしてあります。建築物はないので、日照通風等の影響を及ぼさないとしています。

○議長

それでは、2番について、松原地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

24日に地区の推進委員、農業委員で現地確認しました。ここは南北が市道と河川に挟まれております。農用地域になっていたのですが、これにつきましては駅から周辺300m以内については、除外後3種農地となり転用も認められるだろうということですので、何も問題なかろうと思います。ただ、農用地域が飛び地のような形で残るものですから、ここが現在も水稻耕作されてますので、これがずっと市道に面して用水路が整備されております。ですからこの辺りの工事をどうされるのかは転用申請時に確認をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長

それでは、2番松原について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

2番松原については、支障のない旨を回答することについて、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番松原については、支障のない旨を回答することとします。

次に、追加議案として上程しました、3番鈴田を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番鈴田、本件は7月の定例総会で審議されましたが、保留となっていた案件になります。除外の5要件に関しての協議を、事務局と市担当課で行ってきました。

また、事務局から建設会社に対して、合併浄化槽の処理水の周辺への影響や計画地隣接の崖の地盤軟弱化についての懸念の声について報告し、地域の理解が得られなければ再審議は

できないと報告を行いました。

つきまして、これまでの間、建設会社の職員により、担当地区農業委員、推進委員及び地元水利組合への説明等が行われ、一定の理解が得られたと確認されましたので、本日再審議をお願いするものです。

議案の説明に入ります。平町の農地、地目 畑、面積1,999の内433.47㎡、申請者及び所有者は、記載のとおりです。除外手続き後は、5条の許可申請を提出し、使用貸借により申請者の孫世帯の個人住宅を建築する予定です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水は自然流下。汚水と生活雑排水は計画地内に合併浄化槽・浸透枡を設置するとしています。隣地農地は、申請者の所有農地です。

○議長

それでは、3番について、鈴田地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

いろいろ問題はあると思っていたが、結局地元の人たちも地元の若手が帰ってくるということで、了承はほぼ取れているようです。法律上問題ないと、業者もしっかり調べて、雨水とかそういうのも、法律に則って建築をすべてやるということですので、農業委員会としても、農地法、建築法に問題なければ通さないといけないと思います。きちんと法律に基づいてやってることですから。以上です。

○議長

それでは、1番鈴田について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは、お諮りします。

3番鈴田については、支障のない旨を回答することについて、ご異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、3番鈴田については、支障のない旨を回答することとします。

次に、16ページ。報告第3号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第3号、1番福重、寿古町の農地、合計面積11,860㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方合意によるものです。

○議長

それでは、報告第3号について、ご意見等ありませんか。

<なし>

○議長

報告第3号を終わります。

次に、17ページ。報告第4号「土地改良法第3条の規定による資格証明について」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第4号。本件は、市が行う、防災重点農業用ため池緊急整備工による、大村地区にある「姥ノ懐（うばのつくら）」ため池の災害復旧工事の施行申請を県知事に行うに際して、記載の24名について、土地改良法第3条の資格適格の証明の依頼があったため、本市農家台帳と照合し、緊急事業のため農業委員会会長専決にて証明書を交付しましたことを報告します。

○議長

それでは、報告第4号について、何かご意見、ご質問はありませんか。

<なし>

○議長

報告第4号を終わります。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。